

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 7 年 3 月 4 日

総	務	部		
企	画	部		
財	務	部		
県	民	生	活	部
危	機	管	理	部

## <目 次>

1	[第 24 号議案] 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	3
2	[第 25 号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	4
3	[第 26 号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	5
4	[第 27 号議案] 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	6
5	[第 28 号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	7
6	[第 29 号議案] 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	9
7	[第 30 号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例	10
8	[第 31 号議案] 兵庫県税条例等の一部を改正する条例	13
9	[第 32 号議案] 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例	17
10	[第 33 号議案] 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	18
11	[第 34 号議案] 青少年愛護条例の一部を改正する条例	19
12	[第 46 号議案] 関西広域連合規約の変更	20
13	[第 47 号議案] 関西広域連合公平委員会に係る事務の受託の廃止	21
14	[第 48 号議案] 兵庫県地域創生戦略（2025～2029）の策定	22
15	[第 50 号議案] 包括外部監査契約の締結	26
16	[第 51～53 号議案] 公の施設の指定管理者の指定	27
17	[第 199 号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	29
18	[第 208 号議案] 損害賠償額の決定	30

# 1 [第24号議案] 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

## 2 制定の概要

法の引用条文を改める（第1条、第2条関係）。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

## 2 [第25号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

知事の事務部局の職員の定数について、次のとおり見直す。

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部改正により段階的に引き上げられる定年に達する職員が生じることに伴い、知事の事務部局の職員の定数を減員する。
- (2) 児童福祉司等の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員する。
- (3) 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事務部局の職員の定数を増員する。

### 2 制定の概要

#### (1) 兵庫県職員定数条例の一部改正

ア 次の表のとおり、知事の事務部局の職員の定数を減員する。

(単位：人)

区 分	現 行	改正案	増 減
知事	6,330	6,295	▲ 35

イ 阪神・淡路大震災により被害を受けた地域の復興に関する事務を実施するための知事の事務部局の職員の定数に関する規定の有効期限を、令和12年3月31日（現行：令和7年3月31日）まで延長する（附則第3項関係）。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 3 [第26号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

##### (1) 給料月額の特例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する給料月額について、引き続き次の表のとおり減額する措置を実施する（附則第3項関係）。

職 名		減 額 前	減 額 後	(参考) 特例条例減額後
知 事		1,340,000円	1,260,000円	938,000円
副 知 事		1,050,000円	1,008,000円	892,500円
教 育 長		880,000円	854,000円	—
人事委員会の常勤の委員		740,000円	726,000円	—
常勤の監査委員	代表監査委員	740,000円	726,000円	—
	その他の監査委員	730,000円	716,000円	—
公営企業及び病院事業の管理者		880,000円	854,000円	—

##### (2) 期末手当の特例

令和7年6月及び12月に支給する期末手当の額について、引き続き次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施する（附則第4項関係）。

職 名	減額割合	(参考) 特例条例減額割合
知 事	100分の5	100分の30
副 知 事	100分の3	100分の15
教 育 長	100分の2	—
人事委員会の常勤の委員	100分の1	—
常勤の監査委員	100分の1	—
公営企業及び病院事業の管理者	100分の2	—

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 4 [第27号議案] 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

県政改革方針に基づき、防災監等の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 給料月額の特例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する防災監等の給料月額について、引き続き726,000円に減額する措置を実施する（附則第3条関係）。

#### (2) 期末手当の特例

令和7年6月及び12月に支給する防災監等の期末手当の額について、引き続き100分の1に相当する額を減じた額とする措置を実施する（附則第5条関係）。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 5 〔第28号議案〕 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に  
伴い、関係条例について、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 職員の給与等に関する条例等の一部改正

次に掲げる条例の規定中「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改める。

ア 職員の給与等に関する条例（第25条の2及び第25条の3関係）

イ 公立学校教育職員等の給与に関する条例（第28条の2及び第28条の3関係）

ウ 職員の退職手当に関する条例（第15条の2から第15条の4まで及び第15条の6関係）

エ 公立学校職員等の退職手当に関する条例（第13条の2から第13条の4まで及び第13条の6関係）

オ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第13条関係）

カ 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第19条関係）

#### (2) 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正

次に掲げる条例の規定中「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改める。

ア 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（第6条関係）

イ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（第11条関係）

ウ 砂防指定地管理条例（第12条関係）

#### (3) 恩給条例の一部改正

ア 「懲役」、「禁錮」及び「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改める（第9条、第15条、第31条及び  
第46条関係）。

イ 退隠料及び遺族扶助料の停止における刑法の刑の執行猶予に関する規定の適用については、  
恩給法の例によるものとする（第31条及び第46条関係）。

#### (4) 青少年愛護条例等の一部改正

次に掲げる条例の規定中「懲役」の字句を「拘禁刑」に改める。

ア 青少年愛護条例（第30条関係）

イ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（第14条から第17条まで関  
係）

ウ 兵庫県立自然公園条例（第31条及び第32条関係）

エ 金属くず営業条例（第4条及び第31条関係）

オ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（第19条関係）

- カ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（第8条関係）
- キ 水難事故等の防止に関する条例（第24条から第27条まで関係）
- ク 情報公開条例（第37条関係）
- ケ 兵庫県本人確認情報等保護審議会条例（第8条関係）
- コ 2級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（第8条関係）
- サ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（第45条及び第46条関係）
- シ 食の安全安心と食育に関する条例（第27条関係）
- ス 統計調査条例（第17条から第19条まで関係）
- セ 暴力団排除条例（第35条関係）
- ソ 総合治水条例（第58条関係）
- タ 行政不服審査法の施行に関する条例（第16条関係）
- (5) ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例の一部改正
  - ア 「懲役」の字句を「拘禁刑」に改める（第11条関係）。
  - イ PCBによる環境の汚染の進行を防止するために必要な措置に係る命令に関する規定を削除するとともに、規定の整備を行う（附則第3項から第6項まで関係）。
  - ウ その他規定の整備を行う（第1条、第4条及び第6条関係）。
- (6) 環境の保全と創造に関する条例の一部改正
  - ア 「懲役」の字句を「拘禁刑」に改める（第159条から第161条まで関係）。
  - イ 「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改める（第161条関係）。
- (7) 個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正
  - ア 「懲役」の字句を「拘禁刑」に改める（第19条及び附則第8項から第10項まで関係）。
  - イ その他規定の整備を行う（附則第10項関係）。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年6月1日

#### (2) 経過措置

2の(1)から(7)までに伴い、罰則に関する規定、人の資格に関する規定等の適用について必要な経過措置を定める。

## 6 〔第29号議案〕 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告並びに国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件等との均衡を考慮し、仕事と生活の両立支援の拡充のため、職員の勤務条件を見直す等所要の措置を講ずる。

### 2 制定の概要

#### (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

育児を行う職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大する（第11条の2関係）。

項 目	現 行	改正案
育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限（免除）	3歳に満たない子のある職員	<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員

#### (2) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の病気休暇（私傷病）について、有給化する（第9条及び第10条関係）。

項 目	現 行	改正案
私傷病	無給	有給
公傷病		無給

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 7 〔第30号議案〕 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

(1) 前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う

ア 兵庫津ミュージアム使用料〔兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例〕

イ 但馬文教府利用料金〔兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例〕

ウ 消費生活総合センター使用料

〔兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例〕

エ 文化会館利用料金〔兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例〕

オ のじぎく会館利用料金〔兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例〕

カ 尼崎青少年創造劇場利用料金〔兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例〕

キ 嬉野台生涯教育センター利用料金

〔兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例〕

ク いえしま自然体験センター利用料金

〔兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例〕

ケ こどもの館利用料金〔兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例〕

コ ひょうご女性交流館利用料金〔兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例〕

サ 兵庫陶芸美術館使用料〔兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例〕

シ 芸術文化センター利用料金〔兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例〕

ス 生活創造センター利用料金〔兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例〕

セ 体育施設利用料金〔兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例〕

ソ 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用料金

〔阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例〕

タ 広域防災センター使用料〔兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例〕

(2) 兵庫県立消費生活総合センターにおける近年の施設利用状況や試験研究機器の老朽化を鑑み、所要の整備を行う〔兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例〕

### 2 制定の概要

(1) 物価上昇を考慮し、使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るもの

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正案
兵庫津ミュージアム 使用料	ひょうごはじまり館 研修室A（13時～17 時）	4,200円	4,600円

但馬文教府利用料金	体育室利用料金（13時～17時）	1,900円	2,100円
消費生活総合センター使用料	研修室使用料（13時～閉館）	4,000円	4,400円
文化会館利用料金	西播磨文化会館講堂利用料金（13時～17時）	4,800円	5,300円
のじぎく会館利用料金	大ホール利用料金（13時～17時）	19,000円	20,900円
尼崎青少年創造劇場利用料金	大ホール利用料金（土曜日、日曜日及び休日・13時～17時）	30,800円	34,000円
嬉野台生涯教育センター利用料金	講堂利用料金（13時～17時）	6,400円	7,000円
いえしま自然体験センター利用料金	大ロジ利用料金（専用利用・1棟1泊）	16,800円	18,500円
こどもの館利用料金	多目的ホール利用料金（13時～閉館）	8,800円	9,700円
ひょうご女性交流館利用料金	会議室A利用料金（13時～17時）	12,000円	13,200円
兵庫陶芸美術館使用料	セミナー室使用料（13時～閉館）	3,600円	4,000円
芸術文化センター利用料金	大ホール利用料金（入場料不徴収・土曜日、日曜日及び休日・13時～17時）	283,000円	311,000円
生活創造センター利用料金	神戸生活創造センター美術展示室利用料金（1日）	3,000円	3,300円

体育施設利用料金	文化体育館多目的ホール利用料金（専用利用・入場料不徴収・文化活動等利用・全部利用・13時～17時）	52,600円	57,900円
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用料金	事務室利用料金（1㎡当たり1月）	4,100円	4,500円
広域防災センター使用料	研修宿泊施設（防災研修又は防災学習のためセンターの施設を利用する場合・1人1泊につき）	3,000円	3,300円

(2) 機器分析室の廃止を行う（別表関係）。

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

## 8 〔第31号議案〕兵庫県税条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行う。
- (2) 新たな公益信託制度の創設等を踏まえ、個人県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金について所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 兵庫県税条例の一部改正

##### ア 個人県民税

- (ア) 所得割の控除の対象に、特定親族（自己と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が123万円以下であり、控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する所得割の納税義務者に適用される特定親族特別控除額を加える（第17条関係）。
- (イ) 所得割の寄附金税額控除の対象のうち知事又は教育委員会の所管に属する認定特定公益信託を、公益信託に関する法律に規定する知事を行政庁とする公益信託（同法の移行認可を受けたものを含む。）に改める（第18条の3関係）。

##### イ 法人県民税

地域再生法に規定する認定地方公共団体の認定地域再生計画に記載する事業に関連する寄附金を支出した場合の法人税割額の税額控除について、その適用期限を令和10年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第10条の2の2関係）。

##### ウ 法人事業税

地域再生法に規定する認定地方公共団体の認定地域再生計画に記載する事業に関連する寄附金を支出した場合の税額控除について、その適用期限を令和10年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第11条の2関係）。

##### エ 不動産取得税

- (ア) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築賃貸住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第15条の4及び第17条関係）。
- (イ) 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、取得の日から2年以内に、当該既存住宅に耐震基準適合要件を満たすための一定の増改築等を行った上、当該既存住宅及び土地を個人に譲渡し、当該個人が当該既存住宅を自己の居住の用に供した場合における当該既存住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の減額措置の適用

期限を令和9年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第17条の2及び第17条の3関係）。

#### オ 県たばこ税

加熱式たばこの課税標準を、(ア)又は(イ)の方法によって換算した紙巻たばこの本数とする（附則第20条関係）。

(ア) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについては、当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(イ) (ア)以外の加熱式たばこについては、当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

#### カ 軽油引取税

(ア) 特約業者（元売業者（軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で法務大臣の指定を受けている者をいう。）との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で知事の指定を受けている者をいう。）又は元売業者が軽油を自ら消費した場合、特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合等における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税が課された軽油等の数量を控除することを明確化する（第102条関係）。

(イ) 次に掲げる輸入、消費又は譲渡について軽油引取税を課さないこととする対象を、日本国内に所在するオーストラリア軍から、他国との間で締結される部隊間協力円滑化協定に基づいて日本国内に所在する締約国軍隊（以下「締約国軍隊」という。）に改める（第102条、第105条の2及び附則第21条の4関係）。

a 軍隊が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

b 軍隊が、aにより軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費

c 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における当該軽油の譲渡

(ウ) 自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは当該消費に係る知事の承認を不要とする規定の対象をオーストラリア軍から、締約国軍隊に改める（第113条の10関係）。

(エ) 免税軽油を使用する鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき国土交通大臣が指定する特定旅客輸送事業者等に限る。）が、非化石エネルギーへの転換のための措置として、鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンクにバイオディーゼル燃料等を給油し、当該鉄道用車両又は当該軌道用車両

の動力源の燃料として消費する場合について、軽油引取税を課さないものとする（附則第21条の4関係）。

- (オ) 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する軽油の引取りを行う鉄道事業又は軌道事業を営む業者が令和9年3月31日までに鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造等を行う場合について、当該製造等に係る知事の承認を受ける義務を免除する（附則第21条の4の3関係）。

#### キ 自動車税

- (ア) 運行の維持が困難な路線において運行の用に供する一般乗合用のバスに対する環境性能割の非課税措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第21条の6の2関係）

- (イ) 次のaからcまでに掲げる自動車で初回新規登録を受けるものに対する環境性能割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第21条の8関係）。

a 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下これらの自動車を「路線バス等」という。）のうち一定のノンステップバス

b 路線バス等のうち一定のリフト付きバス

c 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち一定のユニバーサルデザインタクシー

- (ウ) 乗用車、バス又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに対する環境性能割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長する（附則第21条の8関係）。

- (エ) 身体障害者等が専ら運転する自動車又はその者と生計を一にする者が専らその者のために運転する自動車について、環境性能割及び種別割の減免を受けようとする場合に提示すべき書類を免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報（当該者の運転免許に係る一定の情報をいう。）が記録された個人番号カードをいう。）その他規則で定める書類とする（第125条の3及び第126条関係）。

#### ク その他

引用する条文を改める等規定の整備を行う（第18条の3及び第102条並びに附則第21条の1、第21条の2及び第21条の8関係）。

- (2) 兵庫県税条例の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第14号）の一部改正

次に掲げる法人が行う事業に対する事業税を、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課することに伴う経過措置の規定を整備する（附則第7項関係）。

ア 払込資本の額が50億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社（以下「特定法人」という。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

イ 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれかの一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、次のアからエまでについては、当該アからエまでに掲げる日

ア 2(1)ア(ア) 令和8年1月1日

イ 2(1)オ及びクの一部 令和8年4月1日

ウ 2(1)カ(イ)及び(ウ) 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

エ 2(1)ア(イ)及び(ク)の一部 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

#### (2) 経過措置

2(1)ア、オ及びカの税目並びにクについて、所要の経過措置を定める。

## 9 [第32号議案] 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定する特定非営利活動法人が行う書面の作成、備置き及び閲覧等の手続について、電磁的方法による情報処理の促進及び特定非営利活動法人等の利便性の向上を図るため、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができるよう、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 法の規定により特定非営利活動法人が行う書面の作成、備置き及び閲覧について、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができるものとする（第48条関係）。
- (2) (1)に基づいて行う電磁的記録を用いて行う書面の作成及び備置き並びに閲覧に関し必要な事項は、規則で定めるものとする（第48条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（目次、第49条及び第50条関係）。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 10 [第33号議案] 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

### 1 制定の理由

兵庫県民会館について、耐震基準を満たしていないとの耐震診断の結果を踏まえ、県民の利用に供さないこととすることに伴い、公の施設としての兵庫県民会館を廃止する。

### 2 制定の概要

兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

## 11 〔第34号議案〕 青少年愛護条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

### 2 制定の概要

引用する法の名称及び条文を改める（第24条の3関係）。

項 目	現 行	改正案
法の名称の変更	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

### 3 施行期日

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

## 12 〔第46号議案〕 関西広域連合規約の変更

関西広域連合の執行機関の組織に関して、万博のレガシーの創出及び継承による関西各地域の発展、広域防災をはじめとする広域事務を担う力と府県・政令市が協働する力の向上を目指し、関西広域連合の体制を強化するため、関西広域連合規約中の関係部分について所要の整備を行う。

### 1 変更の概要

- (1) 「副広域連合長」の定数（現行：1人）を「3人以内」に変更（規約第12条第1項）
- (2) 広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理に関する規定の変更（第12条第2項）
- (3) 広域連合委員会の副委員長に充てられる副広域連合長に関する規定の変更（第15条第5項）

### 2 施行期日

総務大臣の許可のあった日

## 13 〔第47号議案〕 関西広域連合公平委員会に係る事務の受託の廃止

関西広域連合の公平委員会に係る事務の受託を廃止する。

### 1 現行規約の内容

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を兵庫県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

### 2 規約の廃止日

令和7年3月31日

## 14 [第48号議案] 兵庫県地域創生戦略(2025～2029)の策定

現行の「第二期兵庫県地域創生戦略(2020～2024)」の計画期間が終了することから、時代潮流や社会環境の変化を踏まえ、今後5年間の目標と取り組むべき施策の方向性を定める、「第三期兵庫県地域創生戦略(2025～2029)」を策定する。

### 1 戦略の概要について

#### (1) 策定の趣旨

兵庫県では、2015(平成27)年3月に地域創生の基本理念や、その実現に向けた戦略策定等の責務などを定めた「兵庫県地域創生条例(平成27年兵庫県条例第4号)」を全国に先駆けて制定し、同年10月に地域創生を実現するための具体的な対策プログラムとして「兵庫県地域創生戦略」を、これまで5年を一区切りとして第二期まで策定し、取組を推進してきた。

現行の戦略の計画期間が終了することから、時代潮流や社会環境の変化を踏まえ、今後5年間の目標と取り組むべき施策の方向性を定める第三期の地域創生戦略を策定する。

#### (2) 位置づけ

本戦略は、兵庫県地域創生条例第6条に基づく兵庫県地域創生戦略であり、まち・ひと・しごと創生法第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略である。

また、本県の長期ビジョンである「ひょうごビジョン2050」を実現するための、最も総合的な実行プログラムとしての性格を有し、その推進にあたっては、各分野別の計画との整合を図る。

#### (3) 計画期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間

### 2 戦略の目指す姿、実現に向けた取組について

#### (1) 基本理念

五国の多様性を活かし、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域へ～地域や人をつなぐ「縁」を生みだし、共創の取組を五国に広げる～

#### (2) 3つの柱

基本理念を実現するため、3つの柱を次のとおり定める。

##### ①自分らしく生きられる社会の創出

幸せが実感できる地域であるためには、自分らしく生きられる環境づくりが求められることから、学び、働き方、暮らしに多様な選択肢が用意され、社会的なつながりの中で誰もが居場所と役割を持てる社会を目指す。

##### ②五国に広がる可能性の追求

兵庫は多様な地域性を持ち、生活や伝統、歴史文化、自然景観、産業基盤など地域資源の宝庫であることから、このポテンシャルを最大限に活かすことが必要であり、各地の個性・強みを磨くとともに、それらを繋ぎ、掛け合わせ、地域活力創出の相乗効果を生み出していく。

### ③暮らしの持続性の確保

少子化対策や若者の県内定着など、人口減少の抑制に力を注ぎつつ、生活機能の維持をはじめ、防災・防犯対策、自然環境や文化の保全等、人口が減っても安全安心に、質の高い暮らしができる環境づくりを加速していく。

## (3) 8つの方向性

3つの柱を踏まえ、取組の基本となる8つの方向性を次のとおり定める。

### ①多様な学びや働き方が叶う社会を創る

- ・多様で質の高い教育環境の提供、教育にかかる経済的負担の軽減、リスクリング等の生涯にわたる学びの環境づくり等の推進
- ・ワークライフバランスの実現や柔軟な労働時間・場所の選択をはじめ、マルチワークやスキ間時間での就労など、自分のライフスタイルに合わせて働ける環境の整備

### ②居場所と役割を創る

- ・社会的なつながりや居場所づくりなど、ひきこもり対策の推進
- ・校内サポートルームの充実やフリースクールとの連携など、不登校児童生徒に対する支援の強化
- ・ヤングケアラーや課題を抱える妊産婦など、支援を必要とする若者へのサポート
- ・高齢者・障害者の就労や地域活動への参加の促進
- ・単身高齢世帯等への見守り体制の強化や通いの場づくり等の促進

### ③寛容性を広げる

- ・全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、持てる力が発揮できるユニバーサル社会づくりの推進
- ・ダイバーシティ&インクルージョンを推進する企業等の拡大
- ・若年女性の地域定着に向けた固定的な性別役割分担意識等の見直し

### ④ひとの動きを生み出す

- ・多様な自然環境、豊かな食文化、優れた教育・住環境、都市と農山村の近接性など、五国の強みを生かした移住促進策の強化
- ・2025年大阪・関西万博、ワールドマスターズゲームズ2027関西、神戸空港の国際化等を好機として、交流人口の拡大に向けた観光施策の一層の推進
- ・大学生の地域活動への参画や、企業・団体による地域と連携した取組など、地域に継続的に関わりをもつ関係人口の拡大

⑤地域の固有性を磨く

- ・県内各地への誘客を通じて、地域活性化やシビックプライドの醸成を図るひょうごワールドパビリオンについて、万博後も見据えた取組を推進
- ・水素等の新産業、有機農業等の環境創造型農業など、産業分野での兵庫の強みを活かした取組の推進
- ・プロ・アマを通じたスポーツの振興や、芸術文化を生かしたまちの賑わい創出等の推進

⑥経済活力を創出する

- ・多くの若者が就職時に県外転出している状況を踏まえ、若者が志向する雇用の場の確保や県内企業とのマッチングの強化
- ・労働環境の改善、DX化やロボットの導入、外国人を含む多様な人材の活用など、深刻化する人手不足対策の強化
- ・商品やサービスのブランド力強化など高付加価値化を推進するとともに、競争力や持続可能性の向上につながる企業のSDGs経営を促進

⑦人・自然・文化を次代につなぐ

- ・出会い支援や出産・子育て環境の充実など、結婚・出産・子育ての希望が叶う環境づくりの強化
- ・地球温暖化対策や生物多様性の保全、資源循環の推進など、人と自然が共生する恵み豊かな地域を次代に継承する取組の推進

⑧安心して暮らし続けられる地域を創る

- ・交通インフラ、医療・介護、教育環境、商業施設など、デジタル技術の活用等も図りながら生活機能の維持に向けた取組を推進
- ・高齢者の健康づくりへの支援強化や、介護等が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備
- ・地域課題の解決に向け、住民が主体の地域づくり団体に対する組織の立ち上げや、基盤強化を支援
- ・地震や風水害等の防災減災対策をハード・ソフト両面から強化するとともに、増え続ける特殊詐欺をはじめとした防犯対策を推進

(4) 戦略推進プロジェクト

地域創生の実現に向けて重点的に取り組むべき課題への対応を「戦略推進プロジェクト」として設定する。

- |  |
|--|
| ① 若者・Z世代応援プロジェクト -望む学びや働き方が叶う環境づくり-        |
| ② ひとりじゃないプロジェクト -社会的な孤独・孤立を防ぐ取組の強化-        |
| ③ 外国人「第二のふるさと」プロジェクト -外国人が安心して暮らし働ける地域づくり- |
| ④ 五国の「ナリワイ」育みプロジェクト -地域の稼ぐ力と雇用力を高める取組-     |

- ⑤ ひょうご五国豊穰プロジェクト -「農」を核とした農山漁村の活性化-
- ⑥ 五国のご縁(五縁)プロジェクト -地域や人をつなぎ、新たな価値を創出-

(5) 各地域における取組方針

県民局・県民センター単位での「各地域における取組方針」を定め、兵庫五国の多様な地域性や特性を踏まえつつ、きめ細やかな地域創生の実現を目指す。

3 戦略の推進体制について

(1) 施策の進捗状況の検証

社会情勢や環境が変化を続ける中で、地域の現状を的確に把握しつつ、客観性も担保しながら効果的な戦略の推進を図るため、産学官金労言の有識者による「兵庫県地域創生戦略会議」を設置し、総合的かつ専門的な助言を得るとともに、実務者と中心とした「地域創生アクション委員会」を設置し、取組の改善を図っていく。

(2) 指標の設定・目標の管理

直接的な効果・成果を測る客観指標に加え、統計データ等では測定が困難な「幸せの実感」や「心の豊かさ」等の主観指標を設定し、毎年度策定するアクションプランのもと、適切に目標管理を実施する。

(3) 県議会との連携

県政を担う両輪である県議会には、適宜本戦略にかかる実施状況を報告し、現状や課題、進捗状況を共有するとともに、地域創生の実現に向けて連携・協力して、推進を図る。

## 15 [第50号議案] 包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和7年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しようとする。

### 1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

### 2 契約の始期

令和7年4月1日

### 3 契約の金額

12,000千円を上限とする額

### 4 契約の相手方

住 所 西宮市殿山町4番19号

氏 名 えんどう まさひろ 遠藤 真廣

資 格 公認会計士

16 [第51～53号議案] 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立兵庫津ミュージアム	香川県高松市古新町9番地1 あなぶき 穴吹エンタープライズ株式会社 代表取締役社長 三村 和馬	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 多数の指定管理施設の運営実績に基づく適切な管理運営が期待できる。 (2) グループ会社が有するマーケティングノウハウを活用し、地域住民・団体のニーズを踏まえた施設運営に期待ができる。 (3) 他の県内施設と連携し、県全体へ波及する取組に期待ができる。	
兵庫県立丹波の森公苑	丹波市柏原町柏原5600 公益財団法人兵庫丹波の森協会 理事長 酒井 隆明	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県民の生活創造活動支援といった当該施設の設置目的に合致した事業について、これまで指定管理者として培ってきたノウハウや地域団体との関係性を生かした実施が期待できる。 (2) 平成8年の開苑当初から管理運営に携わってきた実績を持ち、短期間の指定管理期間においても継続性を保ちつつ、適正かつ確実な運営が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立弓道場	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル5階 公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長 <small>いまい よしひろ</small> 今井 良広	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 経験者だけでなく初心者を対象とした弓道教室も実施されており、弓道の普及振興を通じて、利用者の心身の健康促進に寄与することが期待できる。</p> <p>(2) 兵庫県弓道連盟と連携し、優秀な指導者を招聘した事業を実施することで、利用者ニーズに合わせた幅広い事業展開が期待できる。</p> <p>(3) 2025年大阪・関西万博に向けた「海外観光客向けの弓道体験」など、新たな事業が計画されており、弓道の裾野を広げるだけでなく、観光振興の側面からの相乗効果も期待できる。</p> <p>(4) 平成24年から10年以上にわたり指定管理者として施設運営を行っているだけでなく、類似施設を県内各地で複数運営していることから、施設運営に関するノウハウを十分に有しており、安定した施設運営が期待できる。</p>	

## 17 〔第199号議案〕 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に職員の号給が切り替えられることに関し、切替日の前後で職務の級を異にする異動等をしたものに不均衡が生じないように、号給の調整に係る規定を設ける等所要の措置を講ずる。

### 2 制定の概要

- (1) 切替日前に職務の級を異にして異動した職員等の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができるものとする（附則第5項関係）。
- (2) 号給の切替えに係る規定及び(1)の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の職員の給与等に関する条例又は公立学校教育職員等の給与に関する条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならないものとする（附則第6項関係）。

### 3 施行期日

公布の日

## 18 〔第208号議案〕 損害賠償額の決定

退職手当の過少支給に係る損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

### 1 事件の概要

令和6年3月末に退職した職員の退職手当について、在職期間から除算する必要のない期間を休職月等として除算し、1年少ない期間により算定した金額を支給していたことに伴い、条例上の退職手当支払期限の翌日の5月1日から過少支給分を支給した9月19日までの期間（142日間）に係る遅延損害金として、下記の額を支払う。

### 2 損害賠償の額

7,714円

令和7年3月4日

総務部

## 県当局が設けた第三者調査委員会について

### 1 名称

- (1) 秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会
- (2) 県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会

### 2 所管課

- (1) 人事課
- (2) 法務文書課

### 3 設置形態

県弁護士会から推薦を受けた各委員との間で、個別に調査委託契約を締結（監査委員事務局が所管する第三者調査委員会と同じ）  
契約書に附属して、調査実施要綱を定め、調査の目的、依頼内容等を明示

### 4 調査の目的

- (1) 週刊誌に掲載された本県職員が秘密を漏えいしたと指摘される事案についての事実確認
- (2) 人事課保管の情報の漏えいに係る指摘についての事実関係（インターネットでの動画配信及びSNS並びに報道）等の調査

※いずれの委員会も、県保有情報の漏えいの有無を確認し、必要があれば、職員への懲戒処分等の検討を行う。

### 5 委員の人数

各3名（監査委員事務局が所管する第三者調査委員会と同じ）

### 6 調査の終了目途

3月末予定

### 7 費用

- (1) 5,912 千円
- (2) 5,912 千円

### 8 予算の対応

緊急に対応するため、予算措置されるまでの間は既定経費を用いて対応してきたが、いずれも2月補正予算において措置をさせていただきたい。